

令和7年12月定例会

議案説明資料

予算に関する説明書

(令和7年度12月補正予算等関係)

企業局

令和7年12月定例会議案説明資料目次

企 業 局

【予算関係】

議案番号	件 名	課名等	頁
第4号	令和7年度鳥取県営電気事業会計補正予算(第1号)		
	1 債務負担行為に関する調書	経営企画課	3

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件 名	課名等	頁
第7号	鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例 (鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正)	経営企画課	4

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加 電気事業

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			備考	
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源		縲入金		
							国庫支出金	地 方 債	そ の 他		
令和7年度 佐治発電所エレベータ 保守委託	経営企画課	千円 3,762		千円	令和8年度から 令和10年度まで	千円 3,762	千円	千円	千円 3,762	千円	

条例名等	鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例 (鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正)																														
提出理由及び概要	<p>1 条例の改正理由 日野川工業用水道において抜本的な老朽化対策のため多額の建設費が必要となることに鑑み、受益と負担の公平の確保を図るため、日野川工業用水道に係る給水料金を引き上げる。</p> <p>2 条例の概要 (1) 日野川工業用水道の給水料金を次のとおり引き上げる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">料金</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>改正後</th> <th>現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ア 米子市石州府工業団地に係る区域</td> <td>基本料金</td> <td>基本使用水量1立方メートルにつき 55円</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>特定料金</td> <td>特定使用水量1立方メートルにつき (特別の理由があるときは、55円以下で知事が別に定める額) 55円</td> <td>50円 (特別の理由があるときは、50円以下で知事が別に定める額)</td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td>超過使用水量1立方メートルにつき 110円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">イ ア以外の区域</td> <td>基本料金</td> <td>基本使用水量1立方メートルにつき 23円</td> <td>20円</td> </tr> <tr> <td>特定料金</td> <td>特定使用水量1立方メートルにつき (特別の理由があるときは、23円以下で知事が別に定める額) 23円</td> <td>20円 (特別の理由があるときは、20円以下で知事が別に定める額)</td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td>超過使用水量1立方メートルにつき 46円</td> <td>40円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施行期日等 ア 施行期日は、令和8年4月1日とする。 イ 所要の経過措置を講ずる。</p>				区分	料金			単位	改正後	現行	ア 米子市石州府工業団地に係る区域	基本料金	基本使用水量1立方メートルにつき 55円	50円	特定料金	特定使用水量1立方メートルにつき (特別の理由があるときは、55円以下で知事が別に定める額) 55円	50円 (特別の理由があるときは、50円以下で知事が別に定める額)	超過料金	超過使用水量1立方メートルにつき 110円	100円	イ ア以外の区域	基本料金	基本使用水量1立方メートルにつき 23円	20円	特定料金	特定使用水量1立方メートルにつき (特別の理由があるときは、23円以下で知事が別に定める額) 23円	20円 (特別の理由があるときは、20円以下で知事が別に定める額)	超過料金	超過使用水量1立方メートルにつき 46円	40円
区分	料金																														
	単位	改正後	現行																												
ア 米子市石州府工業団地に係る区域	基本料金	基本使用水量1立方メートルにつき 55円	50円																												
	特定料金	特定使用水量1立方メートルにつき (特別の理由があるときは、55円以下で知事が別に定める額) 55円	50円 (特別の理由があるときは、50円以下で知事が別に定める額)																												
	超過料金	超過使用水量1立方メートルにつき 110円	100円																												
イ ア以外の区域	基本料金	基本使用水量1立方メートルにつき 23円	20円																												
	特定料金	特定使用水量1立方メートルにつき (特別の理由があるときは、23円以下で知事が別に定める額) 23円	20円 (特別の理由があるときは、20円以下で知事が別に定める額)																												
	超過料金	超過使用水量1立方メートルにつき 46円	40円																												

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前																
別表（第7条関係）				別表（第7条関係）																
1 納水料金				1 納水料金																
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日野川 工業用 水道</td> <td>1 米子市金 石州府工 業団地に 係る区域</td> <td>基本料 特定料 超過料 金</td> <td>基本使用 水量1立 方メート ルにつき 特定使用 水量1立 (特別の理 由があると ルにつき きは、<u>55円</u> 以下で知事 が別に定め る額)</td> </tr> <tr> <td>2 1 以 外 の 区 域</td> <td></td> <td>基本料 特定料 超過料 金</td> <td>23円 特定使用 水量1立 (特別の理 由があると ルにつき きは、<u>23円</u> 以下で知事 が別に定め る額)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>略</td> <td>46円</td> </tr> </tbody> </table>				区分		金額		日野川 工業用 水道	1 米子市金 石州府工 業団地に 係る区域	基本料 特定料 超過料 金	基本使用 水量1立 方メート ルにつき 特定使用 水量1立 (特別の理 由があると ルにつき きは、 <u>55円</u> 以下で知事 が別に定め る額)	2 1 以 外 の 区 域		基本料 特定料 超過料 金	23円 特定使用 水量1立 (特別の理 由があると ルにつき きは、 <u>23円</u> 以下で知事 が別に定め る額)			略	46円	
区分		金額																		
日野川 工業用 水道	1 米子市金 石州府工 業団地に 係る区域	基本料 特定料 超過料 金	基本使用 水量1立 方メート ルにつき 特定使用 水量1立 (特別の理 由があると ルにつき きは、 <u>55円</u> 以下で知事 が別に定め る額)																	
2 1 以 外 の 区 域		基本料 特定料 超過料 金	23円 特定使用 水量1立 (特別の理 由があると ルにつき きは、 <u>23円</u> 以下で知事 が別に定め る額)																	
		略	46円																	
備考 略				備考 略																
2 略				2 略																

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 施行日前から継続して供給している日野川工業用水道の供給で、施行日から令和8年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る給水料金については、第2条の規定による改正後の鳥取県営企業の設置等に関する条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。